案件の内容について

1 山梨県地域公共交通協議会の会長・副会長の選出について (協議) <関係資料>

山梨県地域公共交通協議会設置規約

- ・令和2年11月に、「地域公共交通活性化・再生法」が改正され、地方公共団体は 地域公共交通計画の作成が努力義務化され、また、計画策定が国による乗合バスの運 行費補助の要件(令和6年度補助金までは猶予)となったこと等から、県では、令和 6年度に向けて、「山梨県地域公共交通計画」を策定することとしました。
- ・同計画を作成しようとするときは、関係者との協議がなされたものであることを法律上求められており、この度、市町村、バス事業者や学識経験者などで構成する「山梨県地域公共交通協議会」を立ち上げました。
- ・本協議会の委員は、委員名簿に記載の方に委員をお願いさせていただくとともに、その任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年とさせていただきと考えております。
- ・会長及び副会長については、山梨県地域公共交通協議会設置規約第5条の規定により委員の互選により選出することとなっており、会長、副会長の選出を行います。
- ・つきましては、次の方を本会議の会長、副会長として選出しますので、御審議をお 願いします。

(会 長) 早稲田大学 教授 佐々木 邦明 (副会長) 山梨県県民生活部 部長 小林 厚

2 山梨県地域公共交通計画の進め方について(協議)

く関係資料>

(資料1) 山梨県地域公共交通計画の概要について

(資料2) 山梨県地域公共交通計画の策定について

(参考資料) 山梨県バス交通ネットワーク再生計画の概要

- ・県では、令和6年度に向けて、「山梨県地域公共交通計画」を策定したいと考えております。
- ・令和2年11月に、地域公共交通活性化・再生法が改正され、地方公共団体は地域公共交通計画の作成が努力義務化され、また、計画策定が国による乗合バスの運行費補助の要件(令和6年度補助金までは猶予)となったこと等から、県が主体となり、広域的な地域公共交通計画を策定し、広域路線バスについて位置づけることが必要となりました。
- ・地域公共交通計画を作成しようとするときは、関係者との協議がなされたもので あることを法律上求められており、この度、市町村、バス事業者や学識経験者な

どで構成する「山梨県地域公共交通協議会」を立ち上げました。

- ・計画作成にあたっては、既存計画である、「山梨県バス交通ネットワーク再生計画」(参考資料)の考え方を踏襲しつつ、法定記載事項などを加えることにより、計画策定の効率化を図るとともに、実効性の高い法定計画の策定を目指していきたいと考えております。
- ・また、今後の進め方として、令和4年度から5年度の2カ年をかけて計画を策定していきたいと思います。令和4年度は、計画策定の着手として、調査・検討分析をコンサルタントへ業務委託する中で進めていき、令和5年度に計画の策定・公表を行いたいと考えております。
- ・なお、計画の策定にあたっては、「山梨県地域公共交通協議会」を開催して検討して参りますので、協議内容や策定スケジュール等について、御審議をお願いします。